

令和 8 年度第 1 回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

令和 8 年(2026 年) 5 月 25 日(月曜日) 午後 4 時から午後 4 時 45 分

2. 場 所：

箕面市役所本館 2 階 特別会議室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員 (8 名)

会長 加我 宏之 氏

委員 石垣 和之 氏 委員 福田 知弘 氏

委員 若本 和仁 氏 委員 横山 あおい 氏

委員 西谷 典子 氏 委員 早津 公子 氏

委員 花田 広 氏

2) その他

市関係者及び事務局 (5 名)

傍聴者 (4 名)

4. 案件：

1) 景観重要建造物の指定について(諮問)

5. 会議進行：

事務局から、委員の過半数の出席(委員 9 名中 8 名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

6. 議事内容

【案件 1】 景観重要建造物の指定について(諮問)

(案件説明)

(1) 景観重要建造物の指定とは

市：景観重要建造物の指定とは、箕面市景観計画に定める「景観重要建造物の指定の方針」に則した良好な景観の形成に重要な建造物を、一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含めて、その地区の景観形成の核として保全を図っていくことを目的として、市が指定するものである。

市景観計画に定める「景観重要建造物の指定の方針」には、「地区の都市景観を特徴づけている建造物であること」や「歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物であること」などが定められている。

(2) 箕面市の景観重要建造物

市：現在、市では、歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物として、3つの建物を景観重要建造物に指定している。

市：1. 高橋家住宅（旧有馬邸迎賓館）

平成20年7月28日に、大阪府下で初めて景観重要建造物に指定された。本日の案件でもある。詳細については後述する。

2. 旧河鹿荘（箕面1丁目）

時を経てこそその風格を備えた建物のたたずまい、石垣や土塀、生長したモミジの大木などのひときわ目を引く外観が、滝道を往来する人々の目を楽しませ、滝道の景観を先導してきた建物であることを理由として、平成28年に指定した。

3. 橋本亭（箕面2丁目）

長きにわたり箕面大滝を訪れる観光客などに親しまれてきた箕面の自然に調和した明治情緒溢れるたたずまいが、明治末期の沿道に料理旅館が立ち並んでいた歴史の面影を今に伝える歴史的価値の高い建物であることを理由として、令和3年に指定した。

市：なお、景観重要建造物を指定するときは、箕面市都市景観条例第18条に基づき、あらかじめ本審議会の意見を聴いた上で指定することとなっている。

(3) 高橋家住宅(旧有馬邸迎賓館)について

市：高橋家住宅（旧有馬邸迎賓館）は、阪急箕面駅西側約100メートルに位置し、大正8年頃にジャワとの砂糖貿易で財をなした「有馬洋行」の創始者である「有馬彦吉」の住居として建築され、昭和14年に、現居住者である高橋氏が購入した。日常の風景に溶け込み、地域の方々に親しまれ続けている当該建物は、市を代表するランドマークとなっており、良好な都市景観を形成する貴重な景観資源となるとともに、通勤通学路に面するなどの理由から、暮らしの景観の一部としても存在し、当時の様相を伝え続けている。

市：本建物は、和洋館並列型住宅として建築され、洋館は接客空間として、和館は住居空間として利用されていたと伝わっており、「洋館棟」と、渡り廊下で繋がる「書斎棟」が現存している。また、新和館主屋は、令和6年に、庭園と一体となった景観を望むことができるよう、当時の面影も残しながら新築された建物となっている。さきの説明のとおり、「洋館棟」は、イギリス風の急

傾斜の屋根や出窓などを残しており、落ち着いた外観が、明治以降の生活様式の変化に伴う建築様式の洋風化の影響が顕著に表れている建物であることを理由として、既に景観重要建造物に指定されている。なお、その指定の際には、一体となって良好な景観を形成している土地も含めて指定しており、その指定区域は約1,126㎡である。

(4) これまでの経緯

市：「洋館棟」のこれまでの経緯は、平成20年7月に、大阪府下で初めて景観重要建造物に指定されて以降、平成25年6月には、敷地東側のシンボルツリーや、西側の箕面川沿いの石積みや生け垣の保全を目的に、指定区域に変更を加えた。また、令和2年12月には、所有者からの提案を受け、迎賓館として使用されていた歴史的背景を表記するため、名称に「旧有馬邸迎賓館」を加える変更を行っている。

市：「書斎及び渡り廊下」のこれまでの経緯は、令和7年11月に、国の文化審議会の答申が決定し、登録有形文化財(建造物)への登録が内定した。それに伴い、令和7年12月、所有者から、景観重要建造物の指定に関する提案があり、市では、指定に向け、検討を進めてきた。なお、令和8年2月、登録有形文化財(建造物)指定の告示がなされている。

(5) 諮問概要について

市：これまで説明してきたとおり、本案件は、「洋館棟」に附属する「書斎及び渡り廊下」が、令和8年2月10日付けで、新たに国の登録有形文化財(建造物)に指定されたことに伴い、歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物として、景観法第19条第1項に規定する一体となって良好な景観を形成している土地等も含め、市の景観重要建造物に指定するため、意見を聞くものである。

(6) 景観重要建造物の指定内容 案について

市：まず、建物部分について、

名称 : 高橋家住宅(旧有馬邸迎賓館) 書斎及び渡り廊下
所在地 : 箕面市箕面一丁目 631 番地 12、631 番地 8
建築面積 : 40.6 ㎡
構造 : 木造かわらぶき平屋建
所有者 : 高橋 一雅 氏
となっている。

市：指定の理由となった外観の特徴として、大正8年に一体的に整備された別邸の中でも、明治以降の生活様式の変化に伴う洋風化の影響を顕著に表す洋館棟と

和館の接続部分に位置する「書斎及び渡り廊下」が洋館に倣った様式をとりつつも、細部に和風の要素を取り入れ全体の意匠を整えており、和洋折衷の設計思想を窺うことができる遺構とも言える特徴を有する点が挙げられる。

市：本市では、景観重要建造物の指定に当たり、景観法第 19 条第 1 項に基づく土地その他の物件の範囲を「指定区域」として定めている。本案件の検討では、市の都市景観アドバイザーから、指定区域について助言があったことに伴い、所有者の同意を得た上で、当初の提案に変更を加えて、指定する案として諮問しており、その内容について説明する。

市：まず、所有者からの提案内容は、既に登録されている指定区域と一体となって、歴史的・文化的雰囲気のある良好な景観を形成していることを理由に、「書斎及び渡り廊下」などが建築されている土地を指定区域とするよう、提案を受けていたが、その範囲は、これまでの指定方法に倣い、新和館主屋の敷地を除く範囲とされていた。

提案に対し、市は、令和 8 年 3 月に行ったまちなみづくり相談において、都市景観アドバイザーから、「新和館主屋が建築されている敷地内の樹木や外構が、既に登録されている指定区域と一体となって歴史的・文化的雰囲気のある良好な景観を形成していることは紛れもない事実である。新和館主屋は、令和 6 年度に新築されたものであるため、建物部分として除くことは理解できるが、当該建物が、景観を形成する一部を担っており、その建物の現状が変更された場合、景観の形成に影響を与える可能性があることも考慮する必要があるため、新和館主屋の敷地も指定区域の範囲に含めることの是非について、再考が望ましい。」という助言を受けた。

それを受け、市では、さらに検討を進め、所有者の同意を得た上で、主屋の敷地も含めて指定する案として、諮問しており、指定区域を約 453 ㎡としている。

（質疑応答）

会長：都市景観アドバイザーの助言内容について、改めて説明を求める。

委員：景観重要建造物に指定できる建造物は、「歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物であること」や「地区の都市景観を特徴づけている建造物であること」と指定方針が厳格であるため、新しい建造物の指定は困難である。しかし、景観の観点からは、目に見える風景全体として環境を評価すべきである。新和館主屋は、所有者の深い理解のもと、その思いが反映された敷地設計やデザインで建築されている。したがって、建造物での指定は難しくとも、指定区域には含めるべきであると助言した。

委員：高橋家住宅(旧有馬邸迎賓館)を見学した際、所有者の方が適切な維持管理をさ

れ、後世に残していきたいという強い思いをお持ちであることに感心した。そのため、新和館主屋を建造物に指定できなくとも、区域には含めて指定すべきだというアドバイザーのご意見は非常に的確であると考えている。昨今、古民家や町家など歴史的建造物に対する市民の造詣や関心も高まっている。今回の指定が、高橋家住宅の価値を市民へより一層理解していただく良い機会になるものと期待している。

委員：道路から望見は可能だと思うが、市民の見学は可能か。

市：個人住宅であるため、常時公開は困難であるが、所有者により、イベントや茶会などの開催を通じて、広く市民に公開する機会が設けられている。

会長：ほかに意見はないか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、歴史的・文化的雰囲気のある良好な景観を形成しているとして、「書斎及び渡り廊下」を景観重要建造物に指定し、一体となって良好な景観を形成している土地等の区域を拡張する。

会長：本案件について、諮問原案のとおり妥当として答申してよろしいか。

【異議なし】

会長：異議がないため、本案件について、諮問原案のとおり妥当として答申する。

以上